

「多摩市省エネエアコン及び冷蔵庫買換促進補助金」提出書類について

本補助金では、機器代(冷蔵庫本体金額、エアコン本体金額)および取付代が補助対象経費です。家電リサイクル料や保証費用、配送代、消費税は補助対象外となります。

○ 補助対象経費	機器代、取付費(室外機の特殊設置、専用コンセントの設置・交換、隠蔽配管工事、配管・ドレンホース延長、化粧カバー設置等含む)
× 補助対象外経費	家電リサイクル料、保証費用、配送代、旧取付機器の取り外し費用、処分費、消費税

領収書の例

(1)領収金額が補助対象(機器代及び取付費)のみの場合

➡但し書きに「冷蔵庫の機器代金として」など、補助対象機器の機器代(取付費)である旨を記載

(2)補助対象以外の金額が領収書に含まれている場合

➡但し書きに「家電購入費用として、エアコン機器代¥***,***(税抜)、取付費¥**,***(税抜)を含む」など、補助対象金額を明確に記載

(3)クレジットカード決済

➡但し書きにクレジットカード決済である旨と、上記(1)(2)のように内訳を記載
なお、クレジットカード決済の場合、領収書に収入印紙の貼付は不要です。

クレジット決済で領収書を発行しない場合

➡クレジット売上票の写しおよび、内訳が分かる書類の添付をお願いします。(下記参照)

内訳が分かる書類の例 (領収書の但し書きに内訳を記載しきれない場合)

➡内訳が分かる書類として、請求書・納品書等をあわせてご提出ください。

・宛先は領収書もしくはクレジット売上票に記載の方と同じ名前を記載してください。

・項目については「一式」「諸経費」などではなく、「冷蔵庫代金」「エアコン取付費用」など、内容を明確に記載してください。

内訳が確認できない場合、再度ご提出をお願いすることがあります。

不明点などございましたら、
多摩市環境政策課 (☎042-338-6831)
まで、ご連絡ください

